

国富町いじめ防止基本方針

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの定義	
2 いじめの理解	2
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 地域や家庭との連携	
(5) 関係機関との連携	4
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のために町が実施する施策	
(1) 町教育委員会の附属機関の設置	
(2) 財政上の措置等	
(3) 町教育委員会として実施する基本的施策	
ア いじめの未然防止のための措置	
イ いじめの早期発見のための措置	5
ウ 関係機関との連携	
エ 人材の確保及び資質の向上	
オ インターネット上のいじめへの対策	6
カ 啓発活動	
キ 出席停止の措置等	
(4) 学校に対するいじめ防止等に関する措置	
(5) その他	7
ア 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	
イ 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築	
ウ 学校評価・教員評価における留意事項	
エ 学校運営改善の支援	8
2 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	9
(3) 児童生徒が主体となったいじめの防止等の取組の推進	10
(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	11
ア いじめの防止	
イ 早期発見	
ウ いじめに対する措置	

3 重大事態への対処

- (1) 町教育委員会又は学校による調査・・・12
 - ア 重大事態の発生と調査
 - (イ) 重大事態の意味について・・・13
 - (ロ) 重大事態の報告
 - (ハ) 調査の趣旨及び調査主体について
 - (ニ) 調査を行うための組織について・・・14
 - (ホ) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - 〈いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合〉
 - 〈いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合〉・・・15
 - (自殺の背景調査における留意事項)
 - (ヘ) その他留意事項・・・16
 - イ 調査結果の提供及び報告
- (2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置・・・17
 - ア 再調査
 - イ 再調査の結果を踏まえた措置等

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項